９．まちなか居住再生事業

◆事業内容

中心市街地の狭あい道路（幅 4m未満の市道）を拡幅し、若者と高齢者が共に暮らす「にぎわいのあるまちなか」を取り戻すことを目的に、道路中心線から3m後退して住宅を新築する方に支援します。

◆助成内容

（1）狭あい道路整備事業

指定エリア（まちなか区域）で、前面道路が 4m未満の市道敷地を、道路中心線から 3m以上後退させて住宅を新築または建て替える場合に、後退部分の敷地を市が購入します。

（2）住宅建替え奨励金

奨励金の額　**解体費の 50%（上限 50 万円）**
借入額の 10%（上限 100 万円）

交付条件　**①～⑥のすべてに該当すること**

①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
②住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
③一戸建て住宅を解体し、市内建築業者で建て替えること
④玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた「まちなか景観基準」に適合する住宅であること
⑤併用住宅の場合は、延床面積の 50%以上が居住部分であること
⑥市税に滞納がないこと

（3）共同住宅建設奨励金

奨励金の額　**設計費の 50%（上限 100 万円）**
1 住戸あたり 100 万円（上限建設費の 10%）

交付条件　**①～⑤のすべてに該当すること**

①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
②市内の建築士事務所で設計し、市内建築業者で建設すること

③各住戸の専用面積が 30 ㎡以上で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた共同住宅で 4 住戸以上あること

④「まちなか景観基準」に適合すること

⑤市税に滞納がないこと

（4）住宅建設用地売買奨励金

奨励金の額　**借入金額の 10%（上限 50 万円）**

※後退部分を面積按分で差し引いた額

解体費の 50%（上限 50 万円）

※売主が既存住宅を解体する場合

交付条件　**①～⑤のすべてに該当すること**

①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人

②住宅建設用地を取得するために金融機関から資金を借り入れた人

③取得した土地に住宅を建設すること

④「まちなか景観基準」に適合すること

⑤市税に滞納がないこと

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課　建築住宅グループ　℡ 53－8429

メールアドレス　toshikenchiku@city.nanao.lg.jp